平成３０年（フ）第２６号
熊本県八代市岡町小路560番地、前住所神奈川県相模原市緑区西橋本４丁目５番20号アイビーハウス103
債務者　松永　春美
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立山　秀彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成３０年（フ）第１７６号
愛知県岡崎市稲熊町字１丁目41番地１
債務者　Ｕ．Ｓ．ＬＩＮＥこと　吉田　博之
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　貴弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月18日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１０２２号
横浜市磯子区滝頭１丁目６番21号　コーポミハマ302号
債務者　平野　恭子（旧姓奥野）
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　睦巳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６６８号
さいたま市桜区中島１丁目35番２号　ユーコート南与野101、旧住所さいたま市中央区新中里３丁目18番17号
債務者　山本　裕子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢澤　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１０２８号
横浜市保土ケ谷区岩井町407番地２　成和マンション208号
債務者　望月　富弘
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高世　和洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成30年９月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７６４号
愛知県北名古屋市九之坪葭田52番地
債務者　井上　和昌
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山谷奈津子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月26日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５８３４号
大阪府枚方市東山２丁目33番地の１（110）
債務者　辻　　照子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後岡　美帆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４３号
愛知県一宮市萩原町高木字町東９番地３
債務者　原口建材こと　原口　　真
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　雅宜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月28日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第４７９号
さいたま市西区大字指扇3263番地２
債務者　指田　賢一
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　紘司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１１２４号
横浜市青葉区奈良４丁目４番地１　ヴェルディール奈良４―103
債務者　山口　侑真（旧姓藤巻）
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　博丈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２８４号
静岡県藤枝市藤枝２丁目５番25号
債務者　中谷　勝郎
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　雄児
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４６号
愛知県刈谷市野田町北屋敷36番地14
債務者　砂川　　肇
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　居石　孝男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月２日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第２３５号
埼玉県入間郡毛呂山町大字下川原461番地97、前住所埼玉県日高市大字原宿350番地　太平洋セメント㈱かわせみ寮
債務者　深田　卓磨
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　庸久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月３日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成30年９月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２３７号
仙台市青葉区中山８丁目３番18号　ファミール中山202、従前の住所仙台市泉区館１丁目16番地の15
債務者　早坂　正江
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２８６号
仙台市泉区将監９丁目12番21号　ヴィラＳＳ110、従前の住所仙台市泉区将監３丁目２番14号
債務者　後藤　哲也
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３０８号
仙台市宮城野区小田原１丁目５番36―112号
債務者　江橋　智大
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係